





越前おおの子ども・子育て支援プラン

第2期大野市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

大 野 市

第 1 部 総 論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年、我が国では、出生数の減少や出生率の低下に伴い、急速に少子化が進行しています。核家族化や地域のつながりの希薄化などから、子どもや子育てを取り巻く環境が厳しくなっており、子育てに不安や孤立感をもつ保護者も少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

これらの課題に対処し、子育て世代が子育てしやすい社会にしていくためにも、地域の実情に応じた多様な子育て支援など、新たな取り組みが必要となっています。

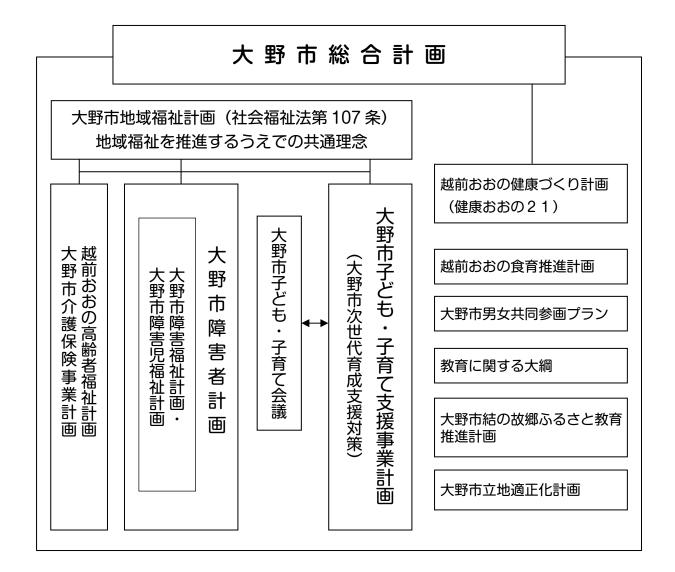
平成24年8月には子ども・子育て関連3法の制定により、幼児期の質の高い教育・保育の総合的提供や、地域の子ども・子育て支援の充実のための新たな子育て支援制度が整備され、市町村においては、幼児期の教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

本市においては、この新制度に基づき、子どもを産み育てることに喜びを感じ、次世代の社会を担う宝である子どもたちが、健やかに育つことのできる地域の実現に向けた「大野市次世代育成支援対策推進行動計画」と一体化した「大野市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~令和元年度)」を平成27年3月に策定しました。

この計画期間が、令和元年度末で終了することから、子ども・子育て支援に関するこれまでの成果と課題を検証し、新たに第2期計画を策定するものです。第2期計画は、子育て世代が安心して子育てできる環境の整備と、すべての子どもが健やかに育ち、保護者が喜びを感じながら子育てができるまちを目指すこととします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策推進行動計画」を一体的に策定するものであり、今後の地域における幼児期の教育・保育の提供体制や地域子ども・子育て支援事業の実施内容、その時期などを示すとともに、次世代育成支援対策も踏まえた幅広い視点から策定することとし、本市の上位計画である大野市総合計画や障害児福祉計画など、その他の個別計画との整合性を図りながら策定することとします。



第3節 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第4節 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、保育所や認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、事業者、教育関係者、行政などが連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進や調整を行うとともに、それぞれが子ども・子育て支援に対する責任や自ら果たす役割を認識し、互いに協力して、子ども・子育て支援に対するさまざまな施策の推進に取り組みます。

第5節 計画の達成状況の点検・評価

大野市子ども・子育て会議において、毎年度本計画に基づく施策の実施状況や実績などについて点検・評価し、計画期間中であっても社会情勢の変化や子ども・子育て支援のニーズに対応するため、必要に応じて事業内容の見直しを行います。

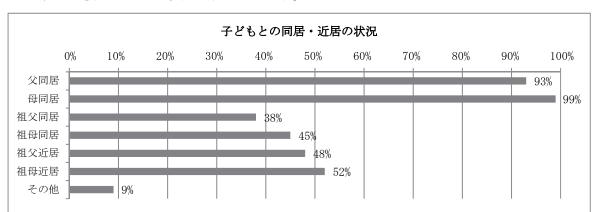
第3章 ニーズ調査(※p13参照)から見られる状況

第1節 家庭や地域、職場における子育て支援

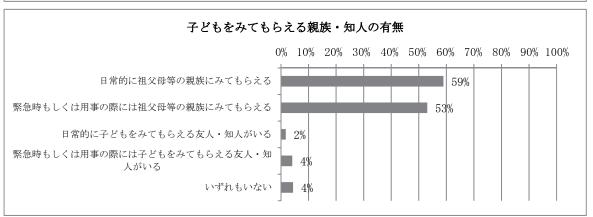
1 祖父母の同居・近居の状況

祖父母の同居または近居の割合が高く、祖父母による子育て支援が受けやすいことが分かります。子どもを祖父母にみてもらえる割合は、「日常的に」が59%、「緊急時に」が53%でした。祖父母にみてもらっている方のうち50%の人が「祖父母の身体的・精神的負担を心配することなく安心してみてもらえる」と回答している一方で、「祖父母の身体的・精神的負担が大きく心配である」と思っている人の割合も高くなっています。

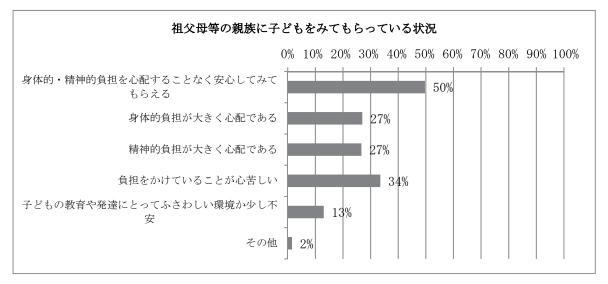
また、60歳を過ぎて働く祖父母世代が増えていることから、祖父母世代も働きながら 子育て支援をしている状況がうかがえます。



n = 341



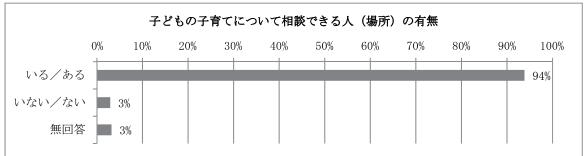
n = 341



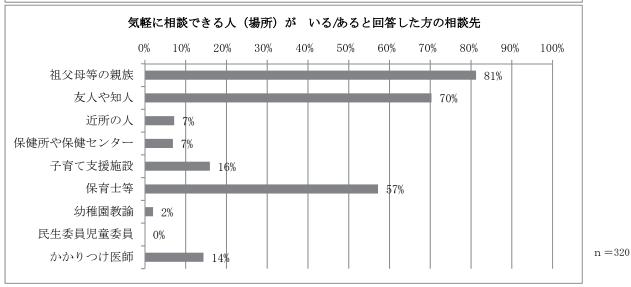
n = 322

2 地域における人材活用の状況

「子育てについて気軽に相談できる人(場所)」について「いる/ある」が94%、相談先として「祖父母等の親族」と回答した方が81%、次いで、「友人や知人」「保育士等」となっています。「子育てについて気軽に相談できる人(場所)」について「いない/ない」が3%となっています。



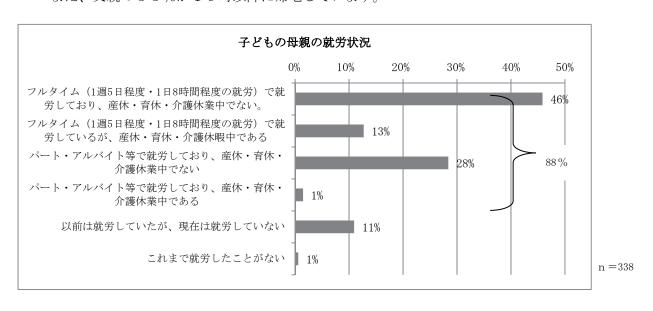
n = 322



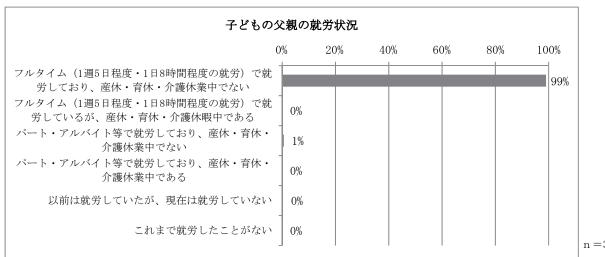
3 保護者の就労状況

未就学児の母親の88%が就労し、フルタイム勤務がパートタイム勤務を上回っており、 長時間働く母親が多くなっています。

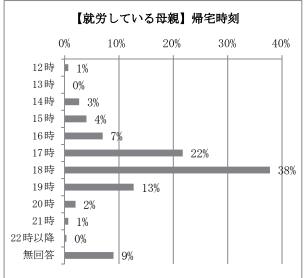
また、父親の55%が19時以降に帰宅しています。

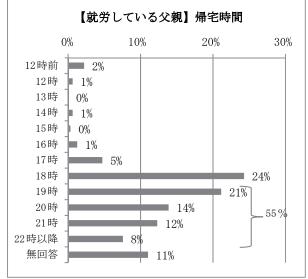


-10-



n = 318



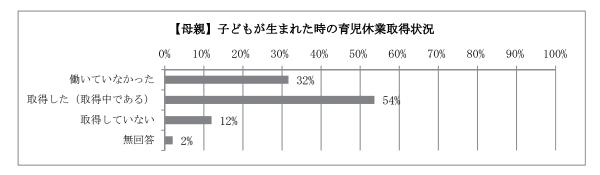


n = 299n = 317

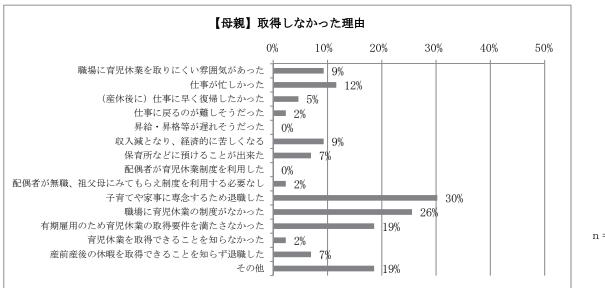
4 職場における子育て支援の状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した(取得中)」が54%、「働いていなかった」が 32%、「取得していない」が12%となりました。母親が育児休業を取得しなかった理由 は、「子育てや家事に専念するため退職した」が30%、「職場に育児休業の制度がなかっ た」が26%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が19%でした。 父親の育児休業の取得状況は、「取得した」が1%、「取得していない」が89%で、育 児休業を取得しなかった理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が43%、「仕事が 忙しかった」が35%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が32%、「職場に育児休 業をとりにくい雰囲気があった」が29%でした。

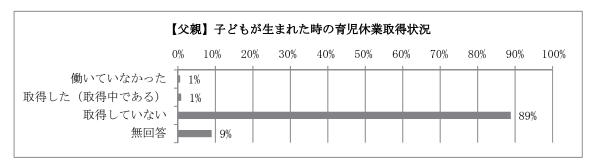
母親の育児休業は、平成25年調査時より7ポイント高くなりましたが、父親の育児休 業の取得は進んでいない状況です。



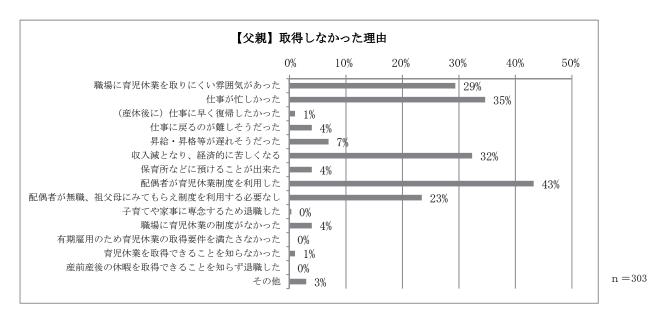
n = 341



n = 43



n = 341



- ※二一ズ調査とは、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する第2期大野市子ども・子育て支援事業計画のための基礎資料とするため、子育て支援サービスの利用状況や利用希望等を調査したものです。平成30年12月に就学前児童保護者などを対象に実施しました。(以下「二一ズ調査」という。)
- ◆実施方法 就学前児童保護者 500 人を無作為抽出し、保育所などの在園児は園を通じて配布、在園児以外は郵送
- ◆回収率 68.2% (500 人のうち341 人から返送)

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念



子どもがイキイキ 笑顔で子育て 結のまち

子どもは、社会の希望であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一 人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、本市の将来の発展に欠かすことの できないものです。

子育では本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。保護者が子育でについての第一義的責任を有するとしながらも、地域や社会が保護者に寄り添い、子育でに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えていくことが大切です。

将来を担う子どもたちが地域の中でイキイキ育ち、社会全体が子育てを応援することで 安心して子育てができるまちを実現できるよう、子ども・子育て支援施策を推進します。

第2節 基本的な視点

子どもの視点

子育て支援は、保護者だけでなく、子ども自身の視点を大切にする必要があります。また、子どもの「育つ力」を信じ、子どもの主体性を尊重しながら、その育ちを支援することが望まれます。このため、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に取り組みを推進します。

親としての成長を支える視点

親は、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していきます。子育てという尊い経験が自身を親として成長させてくれます。その過程にあるさまざまな困難を乗り越え、親が日々の子育でや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、また、より良い親子関係を形成することで、子どものより良い育ちを実現できるよう支援を行います。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、すべての子どもと子育て家庭を対象とするものです。一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指し、特に支援が必要な子どもや家庭に対しては、関係機関と連携しきめ細かな支援を行い、適切に対応します。

身近な地域での支援の視点

子どもや子育て家庭にとっては、生活の拠点がある身近な地域において、子どもの育ちや子育てを支えられることが望まれます。そのため、保育所や認定こども園が地域の子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことにより、身近な地域で子育て支援サービスが受けられるよう、施策を推進します。

社会全体での支援の視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもは社会の希望です。社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう社会全体で支えていくことが必要です。地域、事業者、行政など社会を構成するそれぞれが子どもと子育て家庭への支援の重要性を再認識し互いに協働しながら、各々の役割を責任をもって果たすための取り組みを推進します。

第3節 基本目標

基本理念を実現するため、次の6つを基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 結婚、妊娠、出産に向けた環境づくり

若者が将来の結婚や子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、安全で安心な妊娠、出産環境を整えるとともに、生まれる前からの切れ目のない相談支援などの充実を目指します。

基本目標2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

乳幼児期の子どもの心身の健やかな発育、発達を支えるため、健康診査や発育・発達 相談などの支援の充実と、健全な心身を培う基礎となる正しい食習慣、生活習慣を形成 するための取り組みを推進します。

基本目標3 乳幼児期の教育・保育の提供

保育所や認定こども園を利用する家庭と在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び 子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子ども・子育て支援の充 実を目指します。

基本目標4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

遊びや学習、さまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などに おける子どもの心身の健全育成を推進します。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化は、子どもの心に大きな影響を及ぼすことから、関係機関と連携し安全・安心な環境づくりを目指します。

基本目標5 支援を必要とする子どもと家庭への支援

すべての子どもの権利と自由を守るため、児童虐待の防止、ひとり親家庭の自立支援、 障害児支援など、関係機関と連携し、きめ細かな支援の充実を目指します。

基本目標6 地域全体で子どもと子育てを支える社会づくり

地域や職場が、子どもと子育て支援の重要性を認識し、それぞれの役割を責任をもって果たすための取り組みを推進します。